

平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 和弘食品株式会社
 代表者名 代表取締役社長 和山明弘
 (J A S D A Q ・ コード 2813)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役管理本部担当 市川敏裕
 電話 0134 - 62 - 0505

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 21 日開催の取締役会において、決算期の変更を決議し、同日お知らせしておりますが、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 3 月 28 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社の事業年度の末日は、毎年 12 月 31 日としておりましたが、12 月に売上が集中することによる業務負荷の軽減のため、また、経営計画の策定や業績管理など、経営全般にわたって効率化を図ることを目的として、事業年度の末日を 12 月 31 日から 3 月 31 日に変更すべく、現行定款第 13 条、第 14 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条の変更を行うものであります。また、第 48 期事業年度を平成 23 年 1 月 1 日より平成 23 年 3 月 31 日までといたしたく、附則の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
【第 1 条】～【第 12 条】 (条文省略)	【第 1 条】～【第 12 条】 (現行どおり)
(招集時期) 【第 13 条】当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要のあるときに随時これを招集する。	(招集時期) 【第 13 条】当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要のあるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 【第 14 条】当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。	(定時株主総会の基準日) 【第 14 条】当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。
【第 15 条】～【第 41 条】 (条文省略)	【第 15 条】～【第 41 条】 (現行どおり)
(事業年度) 【第 42 条】当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの 1 年とする。	(事業年度) 【第 42 条】当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までの 1 年とする。

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>【第 43 条】当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>【第 44 条】当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>【第 45 条】 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>【第 43 条】当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>【第 44 条】当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>【第 45 条】 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 42 条(事業年度)の規定にかかわらず、平成 23 年 1 月 1 日から始まる第 48 期事業年度は、同年 3 月 31 日までの 3 ヶ月間とする。</u></p> <p><u>本附則は、第 48 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

取締役会決議 平成 23 年 2 月 25 日
株主総会開催日 平成 23 年 3 月 28 日

以 上